

# ダム水路主任技術者免状の取得に係る 実務経験年数の見直しについて

令和5年3月31日

産業保安グループ 電力安全課

# 第9回電気保安制度WG資料（一部抜粋）

- 事業用電気工作物に該当する水力発電設備を設置する者は、保安監督のため、ダム水路主任技術者の選任が必要。
- ダム水路主任技術者の免状取得のための実務経験年数について、令和4年1月の第9回電気保安制度WGにおいて、下記の案でご審議いただいた。

## 第9回電気保安制度WG（令和4年1月17日）資料一部抜粋

### <第1種ダム水路主任技術者の免状交付要件の見直し>

- 電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の改正（案）【第1種ダム水路主任技術者】

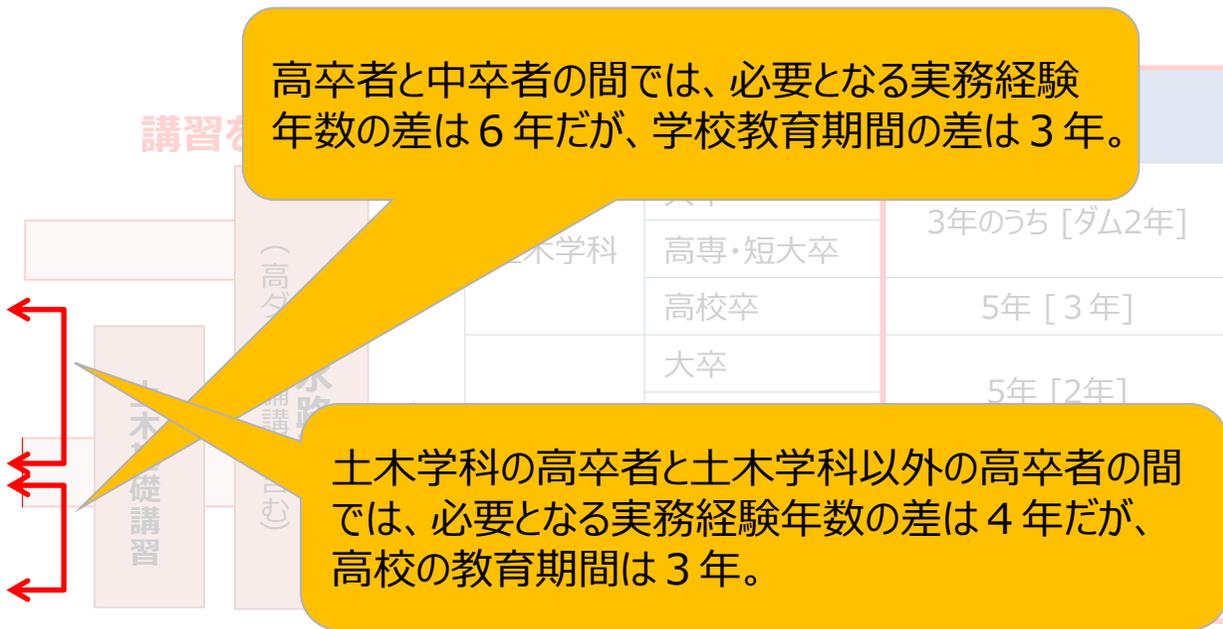
学歴又は資格		実務の経験 (現行)	講習を受講  (高ダム設備講習含む) ダム水路講習	学歴又は資格		実務の経験	
土木学科	大卒	5年のうち[ダム3年]		土木基礎講習	土木学科	大卒	3年のうち [ダム2年]
	高専・短大卒	6年 [4年]	高専・短大卒				
	高校卒	10年 [5年]	高校卒			5年 [3年]	
土木学科 以外	大卒	9年 [3年]	土木基礎講習		土木学科 以外	大卒	5年 [2年]
	高専・短大卒	10年 [4年]				高専・短大卒	
	高校卒	14年 [5年]				高卒	6年 [3年]
	高卒認定試験	14年 [5年]		高卒認定試験			
	中卒	20年 [10年]		中卒		12年 [6年]	

[ ] は、高さ15m以上の発電用ダムの実務経験の必要年数

# 実務経験年数の見直しに当たっての留意点

- 第9回電気保安制度WGにおける審議の通り、実務経験年数の見直しを実施。その上で、実務経験年数の考え方について、現行制度における以下の点に留意しつつ、改めて整理したい。
- ① 学歴等に応じて必要となる実務経験年数の差が、学校教育期間の差と異なる。
- ② 土木学科か否かに応じて必要となる実務経験年数の差が、一律で4年となっている。

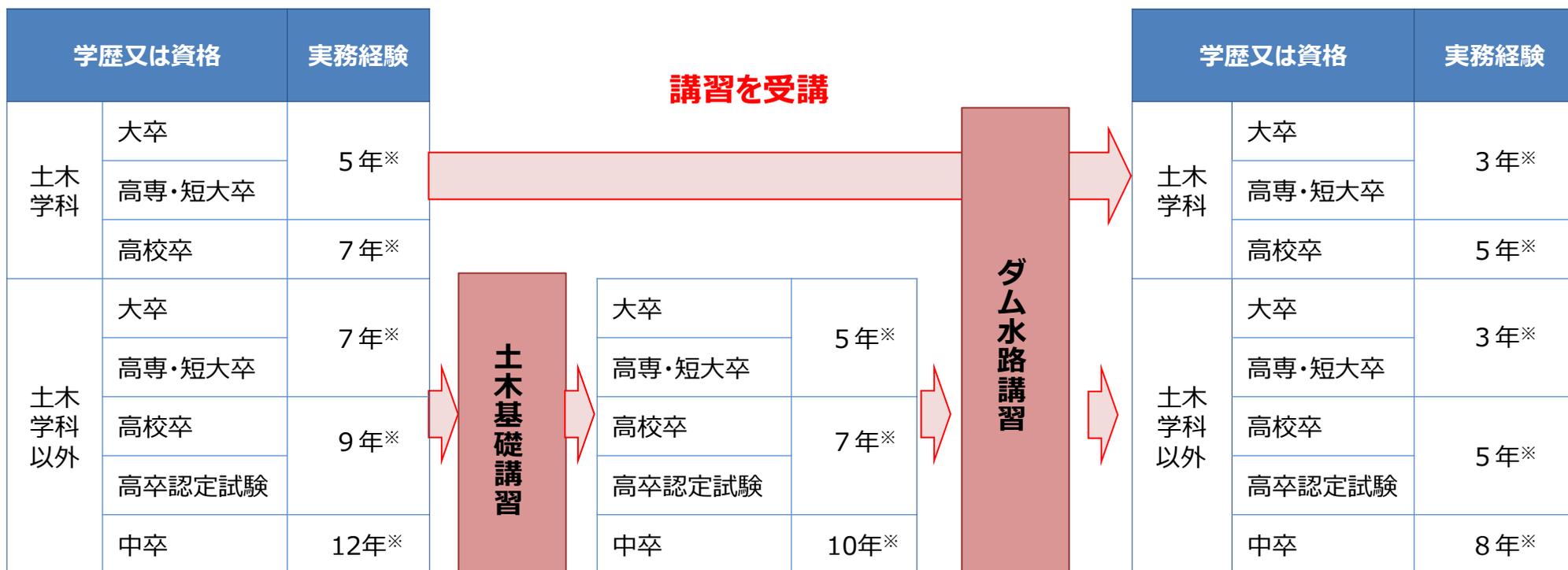
学歴又は資格		実務の経験 (現行)
土木学科	大卒	5年のうち[ダム3年]
	高専・短大卒	6年 [4年]
	高校卒	10年 [5年]
土木学科 以外	大卒	9年 [3年]
	高専・短大卒	10年 [4年]
	高校卒	14年 [5年]
	高卒認定試験	14年 [5年]
	中卒	20年 [10年]



# 実務経験年数の見直し（第1種ダム水路主任技術者）

- 土木学科の大学・高専・短大の卒業者が必要となる実務経験年数を5年とする。
- その上で、高校・中学の卒業者には、大学・高専・短大の卒業者との学校教育期間の差に相当する実務経験年数を追加的に求める（大学・高専・短大における教育期間は2年として算出）。
- また、土木学科以外の大学・高専・短大の卒業者には、土木学科における専門教育期間に相当する実務経験年数を追加的に求める（土木学科における専門教育期間は2年として算出）。
- 土木基礎講習、ダム水路講習の受講による実務経験年数の短縮期間は、一律で2年とする。

## <第1種ダム水路主任技術者免状の取得に必要な実務経験年数（案）>

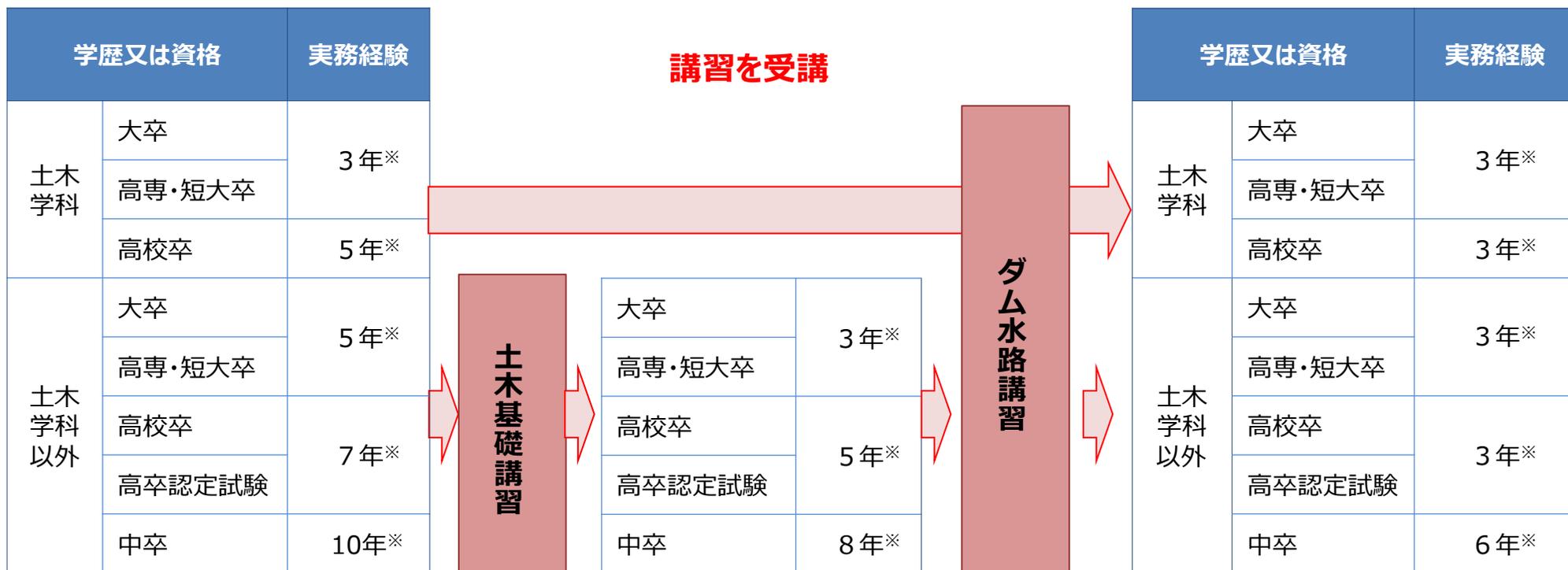


※各学歴に共通の最低要件として、高さ15m以上の発電用ダムでの実務経験（海外での同等の経験を含む）を3年以上有することを求める。

# 実務経験年数の見直し（第2種ダム水路主任技術者）

- 第2種ダム水路主任技術者についても、第1種と同様の考え方で実務経験年数を見直す。

## ＜第2種ダム水路主任技術者免状の取得に必要な実務経験年数（案）＞



※各学歴に共通の最低要件として、水力設備に係る実務経験（海外での同等の経験を含む）を3年以上有することを求める。